

関東自動車株式会社等 株式の譲渡について

平成 18 年 5 月 30 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者にかかる株式の譲渡を行うこととしました。これにより、機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなります。

1. 対象事業者の氏名又は名称

関東自動車株式会社

関東自動車整備株式会社

関東バス総合サービス株式会社(平成 17 年 4 月 1 日、関東自動車株式会社と合併)

ケイ・テイ・バス株式会社

2. 経緯

対象事業者につきましては、平成 16 年 11 月 26 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行い、平成 17 年 1 月 13 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行いました。

平成 17 年 3 月には、事業再生計画に沿って対象事業者のうち関東自動車株式会社について減増資が行われ、機構は 50 百万円の現金出資により議決権割合の 33%にあたる普通株式を取得していました。

機構は、上記の減増資の際に協調して関東自動車株式会社の議決権割合の 66%にあたる普通株式を取得した「とちぎ地域企業再生ファンド」(匿名組合営業者：有限会社とちぎフレンドリーキャピタル)と協同で対象事業者の事業運営を様々な角度から支援し、その再生に一定の目処が立ったことから、対象事業者に対して保有する株式の譲渡のためのプロセスを進めてまいりました。その結果、今般株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズが設立した特別目的会社である有限会社ジェイ・ピー・ジェイへ、「とちぎ地域企業再生ファンド」とともに保有株式全ての譲渡を行うことを決定したものです。本決定を受けて、ただちに譲渡先との間で譲渡に関する契約を締結し、本年 6 月初旬に株式譲渡を実行する予定です。

(注) 株式譲受会社概要は別紙の通りです。

3. 出資額等

機構は、対象事業者に対して、50 百万円の現金出資により、議決権割合の 33%にあたる普通株式を取得していました。今般、当該株式の全てを譲渡するものです。

4. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本 1,000 千円の債権を金融機関等から 204 千円で

買取り、事業再生計画に沿って債権放棄（786 千円）を行った後の残存債権 214 千円について、平成 17 年 3 月に全額の弁済を受領済みです。

5. 主務大臣の意見

なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 1 新東京ビル 9 階 株式会社産業再生機構 企画調整室 電話番号 03-6212-6437

(別紙)

株式譲受会社概要

有限会社ジェイ・ピー・ジェイ

住所 : 東京都中央区日本橋 2 - 6 - 5
代表者 : 日下部 健司

株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ

住所 : 東京都千代田区有楽町 1 - 7 - 1
代表者 : 佐藤 雅典
設立 : 平成 15 年 4 月 21 日
資本金 : 2 億 7,000 万円
従業員数 : 24 名
主な事業内容 : 国内投資家の資金で組成されたファンドの運営